

令和6年度大学認証評価を振り返って

一般財団法人大学・短期大学基準協会
大学認証評価委員会
委員長 川並 弘純

1. 機関別評価結果

令和6年度は5大学に対して評価を行いました。評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努め、本協会が定める大学評価基準を満たしていることから、5大学を「適格」と認定しました。

2. 三つの意見

(1) 特に優れた試みと評価できる事項 (24件)

「基準Ⅰ ミッションと教育の効果」が9件、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」が11件、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」が4件、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」が0件でした。基準別にみると、大学や学部等の特長を生かした地域・社会への貢献（Ⅰ-A「ミッション」）、学習成果を焦点とするPDCAサイクルによる自己点検・評価活動（Ⅰ-C「内部質保証」）、学習成果・三つの方針に沿った授業形態・方法等の工夫・充実（Ⅱ-A「教育課程」）、特色ある様々なプログラムや方法による学習・生活・進路支援（Ⅱ-B「学生支援」）などの評価がありました。

(2) 向上・充実のための課題 (10件)

基準Ⅰが2件、基準Ⅱが2件、基準Ⅲが5件、基準Ⅳが1件でした。基準別にみると、経常収支バランス等の改善（Ⅲ-D「財的資源」）に関する指摘がありました。

今後、指摘を受けた評価校はこれらの指摘事項について早期に改善に取り組んでいただきたいと思えます。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項 (1件)

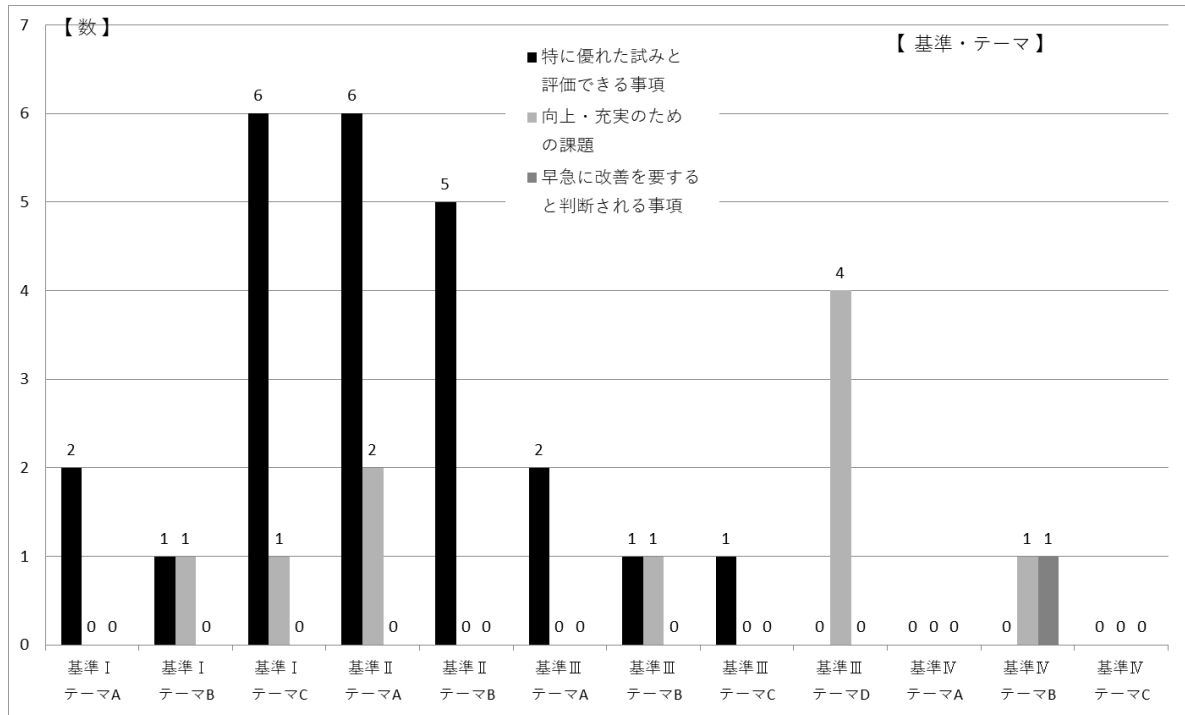
基準Ⅳが1件でした。指摘事項については年度内の改善を求め、その改善状況を確認しました。概要は以下のとおりです。

「基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ」

- ① 教授会の意見を聴くべき「学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与」に関する事項が教授会において審議されていない。

これらの指摘事項については、各会員大学におかれてもご確認いただきたいと思えます。

評価テーマ別にみた三つの意見（令和6年度）



3. 今後の評価に向けて

- (1) 私立学校法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、改正私立学校法が令和7年4月1日に施行されます。本協会では、この法改正や令和4年10月1日施行の改正大学設置基準を受け、大学認証評価要綱及び大学評価基準（以下、「評価基準」という。）を改定し、令和7年度を始期とする第4評価期間から適用します。

ただし、自己点検・評価は、評価を受ける前年度を中心に行われますので、後述する主たる改正部分「基準Ⅳ 大学運営とガバナンス」は、令和8年度に行う認証評価から適用となります。

改定した評価基準においては、従来、この評価基準に含まれていた「評価のための観点」を分離・独立させ、新たに「評価基準観点表」を設けました。

本協会では、今後、この「評価基準観点表」を改正私立学校法に対応すべく改定作業を行い、今年8月下旬に開催する令和8年度大学認証評価説明会において説明する予定です。

- (2) 私立学校法改正の趣旨は、「実効性のあるガバナンス改革の推進」であり、改正内容の大半は、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配の整理による「建設的な協働と相互けん制」の確立です。

今回の改正で、役員等の選任、意思決定、理事による職務報告、決算、情報公表、内部統制体制の整備、会計帳簿等の保存期間などが、これらの手続を中心に細部にわたって規定されました。

今後、本協会による評価基準観点表の改定に関する可能性のある法定事項について

て、その一部を例示します。

- 理事を選任する際は、あらかじめ評議員会から意見聴取（法 30 条第 2 項）
- 理事と評議員の兼職禁止（法 31 条第 3 項）
- 監事は評議員会の決議により選任（法 45 条第 1 項）
- 監事選任議案の評議員会への提出は、監事の過半数の同意が必要（法 49 条第 1 項）
- 会計監査人は評議員会の決議により選任（法 80 条第 1 項）
- 会計監査人選任議案は監事が監事の過半数の合意で決定（法 84 条第 1 項、2 項）
- 理事会、評議員会の招集は、1 週間前までに通知（法 44 条第 1 項、法 70 条第 4 項）
- 定時評議員会の招集を通知する際、計算書類等を提供（法 105 条第 1 項）

等々

これらを遵守していることを証明するためには、議事録の明確な記載（「選任した」、「決議した」）や通知文書（開催日の 1 週間以上前に発出）、決裁文書（議案提出）等のエビデンスが重要になりますので、あらかじめ改正私立学校法をご確認の上、どのようなエビデンスが用意できるのか、法人内でご検討いただきますようお願いいたします。

- (3) このほか、中央教育審議会による「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」に示されているように、高等教育機関等からの適切な情報発信がなければ、規模や立地、知名度等による評価が先行し、社会全体からの適切な評価が得られないことにつながってしまいます。情報公表は適切な評価を得るために欠くことのできない事柄ですが、大学のウェブサイトで情報を公表されているものの、容易にその情報に辿り着けない大学も見受けられます。

得たい情報に簡便にアクセスできることも情報公表の要素の一つとなりますので、これにつきましても各大学において今一度ご確認いただき、積極的な情報公表の取り組みをお願いいたします。